

扶桑町地震対策補助金の拡充について

災害対策室 内線 352

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等飛散防止などの地震対策に加え、新たに感震ブレーカーの取付を補助対象として追加し、地震対策補助金を拡充しました。

これまでは、1世帯につき1回限りで地震対策補助金を交付していましたが、今回の拡充により、令和元年度から、1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。補助期間は、令和3年度までの3年間です。

▼補助対象となる地震対策

扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。

- ・家具の転倒防止器具及びその取付費用
- ・家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- ・窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）及びその取付費用

▼補助金額

補助対象となる地震対策の経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の5分の4の額（100円未満は切捨て）で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。

▼申請手続きについて

品名（規格）、購入日（工事日）、販売店（取付業者）印のある領収書を必ず受領してください。

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください（ホームページからダウンロードできます）。

- ・扶桑町地震対策補助金交付申請書
- ・同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要）
- ・扶桑町地震対策補助金交付請求書
- ・領収書
- ・地震対策実施後の写真

※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

我が家の減災対策は大丈夫ですか？

南海トラフ地震は、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測されており、地震の発生により家屋の倒壊や倒れてきた家具の下敷きになることが予想されます。地震が発生する前の減災対策で、被害を減らすことが可能です。



総務課 内線 215

木造個人住宅耐震診断（無料）について

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）に対し、専門家による無料の耐震診断を行い、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるかわかりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

木造住宅耐震改修費の補助について

総務課 内線 215

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

▼対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築・着工された木造個人住宅で、扶桑町が実施している無料耐震診断において判定値が1.0未満と判定された住宅

▼補助対象となる工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）

▼補助金額

令和元年度は上限が100万円の補助です。

※段階的耐震改修工事や耐震シェルター設置工事にも一定の要件を満たせば補助金の交付となる場合がありますので、総務課までご相談ください。

9月1日（日）に扶桑町総合防災訓練を実施します

災害対策室 内線 352

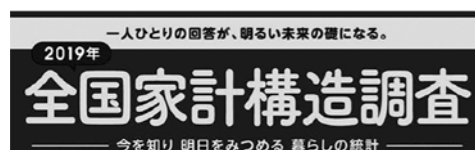
8月30日（金）から9月5日（木）までの防災週間に合わせて、地震の発生を想定した扶桑町総合防災訓練を実施します。

今年は高雄小学校下自主防災会の皆さんを中心とした住民参加型訓練とし、当日は防災行政無線を使用した屋外スピーカーからの訓練放送も行います。「ただいまから訓練放送を行います」と流れますので、実際の災害とお間違いないようお願いします。

いざという時のために、皆さんも訓練に参加していただき、ご家庭においてもこの機会に防災についての話し合いをしましょう。

▼日時 9月1日（日）「防災の日」 午前10時～正午頃（小雨決行）

▼場所 高雄小学校



全国家計構造調査を実施します

産業環境課 内線 273

総務省統計局では、2019年全国家計構造調査を10月及び11月の2ヶ月間実施します。

この調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握することを目的として、全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象に行われる重要な調査です。調査結果は、社会保障や福祉政策の検討など、国民生活に身近なさまざまな政策などに役立てられます。

調査期間中、一定の統計上の抽出方法に基づき選定された調査対象世帯に統計調査員が調査書類を配布いたします。調査への回答は、インターネットでの回答又は紙の調査票での提出ができます。調査につきまして、ご理解ご協力をお願いします。